



災害への備えをもう一度

防災ガイド
~日ごろの備え~ 7

◆危機管理室 保
(☎ 042-438-4010)

多くの方が犠牲になった東日本大震災から2年がたちました。大震災や風水害はいつ発生するかわかりません。災害は日ごろの備えが大切ですので、もう一度確認しておきましょう。

家族での防災会議

- 災害が発生した場合に備えて、家族で話し合をしておきましょう。
- 家の中でどこが一番安全な場所か
- 家族との連絡方法・集合場所（災害用伝言ダイヤル「171」の活用）
- 非常持ち出し品のチェックと置き場所
- 避難場所・避難ルートの確認

備えていますか

- いざという時のために備蓄する量や置き場所を考えておきましょう（最低3日分は、水・食料などの備蓄を）。
- 水……1人1日3リットルを目安に3日分用意
- 食料…乾パン・缶詰など火を通さずに食べられるもの、レトルト食品・カップ麺など調理が簡単なもの（赤ちゃんがいる場合は粉ミルクなど）
- 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、乾電池など

家の中を安全に

- 家屋の耐震化
- 家具などの転倒防止
- 窓や食品棚のガラス面に飛散防止フィルムを貼る
- ブロック塀や屋根瓦などの強化確認
- 脱出経路の確保

帰宅困難者対策

大規模な震災などの災害発生後は公共交通機関が運行を停止するなど、通勤、通学者などは帰宅手段がなくなり、「帰宅困難者」となります。公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合において、多数の帰宅困難者が生じることによる混乱および事故の発生などを防止するために、平成25年4月に東京都の「東京都帰宅困難者対策条例」が施行されます。

《帰宅困難者になってしまったら…》

☆むやみに移動しない！一斉帰宅の抑制

駅前周辺は混乱する恐れがあるので立ち寄らない。職場や外出先などに待機する。

☆正確な情報収集

地震の情報や被害状況、交通機関の運行状況などを確認する

《帰宅困難者にならないための備え！》

☆連絡手段を決めておく

安心して職場に留まれるよう、あらかじめ家族との連絡手段を複数確保する。

☆徒歩帰宅するときのための準備

安全確保後の徒歩帰宅に備え、あらかじめ経路を確認するとともに、歩きやすい靴などを職場に準備する。徒歩帰宅に備えるために、自分のオフィスに必要になる物資を準備しておくと安心です（飲料水、携帯ラジオ、非常食（持ち運びしやすいもの）など）。

一時避難場所、避難所等 案内標識の絵文字の意味は？

市では、市民や市内一時滞在者が迅速かつ安全に避難できるよう、誘導標識を設置しています。

❖この言葉・絵文字は何を表しているでしょうか！

避難誘導標識



一時避難場所とは
建物の倒壊や火災等の危険が少ない安全な場所。主に学校の校庭などを指定しています。

避難所とは
災害時、建物の倒壊や火災によって行き場のない方が避難する屋内施設。主に学校の体育館などを指定しています。

ユニバーサルデザイン・ピクトグラム（絵文字）



※現在、西東京市地域防災計画を修正しており、計画では「一時避難場所」は「避難広場」、「避難所」は「避難施設」と変更する予定です。正式決定後、改めてお知らせします。

《事業者の取り組みとして》

- ①施設の安全を確認した上で、従業員を事業所内に留まらせる。
- ②必要な3日分の水や飲料水などの備蓄に努める。
- ③鉄道事業者や集客施設の管理者などは、駅や集客施設での待機や安全な場所への誘導等、利用者の保護に努める。
- ④事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段を確保するとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を複数確保することなどを周知する。
- ⑤災害時には、学校などの管理者は、児童、生徒を施設内に待機させるなど、安全確保を図る。

《東京都の対策》

①安否確認と情報提供のための体制整備

通信事業者などの関係機関が連携して、帰宅困難者への情報提供体制の充実や家族などとの安否確認手段の周知、利用啓発を進めていきます。

②一時滞在施設の確保

買い物客や行楽客など行き場のない帰宅困難者は、行政のみならず民間事業者の協力をいただき、一時滞在施設で受け入れます。

③災害時帰宅支援ステーションの確保

【コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなど】

- ・徒歩で帰宅する人を支援するため、水やトイレなどを提供する災害時帰宅支援ステーションを確保していきます。
- ・バスや船などの代替輸送手段を確保していきます。

災害時帰宅支援ステーション

9都県市では、コンビニエンスストアやファストフード、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなどと「災害時の徒歩帰宅者支援のための協定」を結んでいます。災害時には、水道水やトイレ、情報の提供を受けることができます。



9都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で協定を結んでいる店舗には、店頭にステッカーが貼られています。
※被災状況や立地によりサービスを提供できない店舗もあります。

九都県市合同防災訓練啓発用リーフレットより抜粋

防炎ってなに？

身近にある繊維製品などが火などに触れた場合、「燃えぐさ」となって燃え広がる恐れがあります。その際、それらの繊維製品を燃えにくくすることで、初期消火や避難の時間を稼ぐなど、被害の軽減を図ることが可能になります。

❖防炎対象物品

物品販売店舗や飲食店・病院など、不特定多数の人が出入りする特定防火対象物や高層建築物などは、「防炎防火対象物」として消防法令により防炎性能をもつ防炎物品の使用が義務付けられています。防炎対象物品にはじゅうたんやカーテン、下げ丈1m以上ののれんなどさまざまなものがあり、種類によって防炎表示の大きさや表示内容が変わります。

❖防炎製品

防炎製品は、火災による死傷者を防ぐ観点から、幼児や高齢者が入所する就寝施設や共同住宅などで使用するよう指導が行われているものです。ふとん類やエプロン、自動車のボディカバーなど身の周りのさまざまな種類のものが製品化されており、防炎製品のエプロンを使用することで調理中の着衣着火を防いだ事例もあります。この機会に防炎製品を使用しましょう。

◆西東京消防署（☎ 042-421-0119）

防炎物品ラベル

